

○ エコフィードにおける安全性確保のためのガイドライン（骨子素案）

第1 目的

本ガイドラインは、食品製造副産物、余剰食品、調理残さ等を利用して製造される飼料の安全性確保及び家畜衛生の観点から製造、保管、給与等の各過程における管理の基本的な指針を示すものである。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられているものの定義並びに下記により定義するものとする。

- 1 食品製造副産物等
- 2 余剰食品
- 3 調理残さ
 - 3-1 事業系調理残さ
 - 3-2 家庭調理残さ
- 4 食べ残し
 - 4-1 事業系食べ残し
 - 4-2 一般家庭食べ残し
- 5 食品残さ等利用飼料
- 6 生残飯

第3 原料収集、製造等に関する基本的な指針

- 1 原料収集
 - (1) 原料の分別
 - (2) 原料収集時の分別
 - (3) 排出元の責任
 - (4) 排出元との契約
 - (5) 排出元の教育・要請等
- 2 原料の運搬・保管
- 3 製造
 - (1) 原料受け入れ時の分別
 - (2) 細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策
 - (3) A飼料（牛、めん羊、山羊及びしか用。）の製造
 - (4) 配合飼料原料の製造

4 品質管理

- (1) 試料の採取
- (2) 分析項目及び分析頻度
- (3) 分析方法及び分析場所
- (4) 品質管理基準
- (5) 品質管理台帳及びその保存

5 製品の保管、出荷等

- (1) 異物混入の排除
- (2) 製品の保管
- (3) 出荷先の制限
- (4) A 飼料の輸送
- (5) 製品の表示

6 帳簿の記載等

- (1) 製造時の帳簿の記載
- (2) 製品の譲り渡しに際しての帳簿の記載
- (3) 帳簿の保存期間

第4 製造等管理体制

- 1 飼料業務管理規則
- 2 飼料品質管理規則

第5 農家における製造、保管及び使用

- 1 製造
- 2 保管
- 3 使用

第6 配合飼料工場における利用